

別紙

専 決 処 分 書

前橋市国民健康保険税条例の改正について

前橋市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

前橋市国民健康保険税条例（昭和35年前橋市条例第15号）の一部を次のように改正する。

第9条に次の1項を加える。

- 3 市長は、特別の事情がある場合において、前2項の納期により難いと認められるときは、当該各項の規定にかかわらず、別に納期を定めることができる。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

上記のとおり、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、専決処分する。

平成29年5月10日

前橋市長 山 本 龍